

税は暮らしを支える貴重な財源です

12月は「税」の滞納整理強化月間

市では毎年12月を税の滞納整理強化月間として、税金の納期内納付を勧め、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

納税は国民の義務

納税は国民の義務として、憲法第30条に定められています。

税金を納期内に納付し、滞納しないようにしましょう。納期内に納付されない場合は、延滞金が加算されます。

暮らしを支える大切な財源

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあり、豊かで安心できる暮らしを確保するための大切な財源です。市税を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになり、道路や公園の整備、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に必要な公共サービスの提供を妨げることとなります。

健康を守る

国民健康保険税(国保税)

国保税は病気やけがをしたときの医療費や、出産育児一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るための貴重な財源になっています。

国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなり、皆さんが負担する国保税の税率に影響が出る場合があります。

国保税を滞納すると

納期内に納付できない場合は、通常よりも有効期間の短い被保険者証が交付されます。

1年以上滞納した場合は、被保険者証の代わりに、被保険者

滞納処分件数(令和4年11月現在)

種別	件数
給与	175
預貯金	35
生命保険	37
動産	0
不動産	9
売掛金	5
その他	94
捜索	5
合計	360

※上記のうち、約5,289万円を滞納税へ充てました。

滞納処分の実施

資格証明書が交付されます。被保険者資格証明書で医療機関などにかかる時、医療費はいったん全額自己負担になります。

税金を納期内に納付しないと、督促状や催告書を発送するほか、自動音声による電話催告を行います。相談もなく納付しない場合は、

納付が困難なときは相談を

災害、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、必ず納期限までに相談してください。

問い合わせ先

市税・国保税の納付
税務課取税班

☎ 62・5322

国民健康保険被保険者証の交付

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331



ミラズロック